

田舎館村教育委員会学区外・区域外就学に関する要綱を次のように定める。

平成19年4月1日

田舎館村教育委員会

田舎館村教育委員会訓令第1号

田舎館村教育委員会学区外・区域外就学に関する要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、田舎館村立小学校の通学区域に関する規則(昭和59年教委規則第1号。以下「規則」という。)第2条第2項ただし書き及び学校教育法施行令第8条及び第9条の規定に基づく学区外就学あるいは区域外就学の申立てについて必要な事項を定めるものとする。

(申 立)

第2条 学区外及び区域外就学の申立てをしようとする保護者は、田舎館村教育委員会(以下「教育委員会」という。)所定の学区外就学許可申請書(様式第1号)及び区域外就学許可申請書(様式第6号)に必要な書類を添えて教育委員会に提出するものとする。

(学区外就学)

第3条 教育委員会は、学校教育法施行令第8条の規定に基づき、田舎館村に住所を有する児童又は生徒の保護者から別表に掲げる事由により、学区外の申立てがなされた場合、指定校を変更することができる。ただし、保護者の希望する学校の施設及び学級増などにより、学校経営・管理に著しい不都合が生ずる場合は、この限りでない。

(区域外就学)

第4条 教育委員会は、学校教育法施行令第9条の規定に基づき、他市町村に住所を有する児童又は生徒の保護者から田舎館村内の小学校又は中学校区域外就学をさせたい旨の申立てがなされた場合で、別表に掲げる事由のいずれかに該当し、かつ、関係市町村教育委員会の同意を得たときは、当該児童又は生徒の他市町村からの区域外就学を承諾することができる。

(許可の通知)

第5条 学区外就学及び区域外就学の承諾については当該児童・生徒の保護者及び当該学校の校長に通知するとともに、新たに指定した学校長に対しても通知するものとする。

(申立ての消滅)

第6条 保護者は、第2条の規定による申立ての事由が消滅したときは、速やかに教育委員会にその旨届け出なければならない。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。